

V. 感染対策推進担当者会 運営規程

(名称)

第1条 本会は、感染対策推進担当者会と称する。

(目的)

第2条 各部署における感染予防対策を推進し、安全で良質な医療の提供に努める。

(構成員)

第3条

- 1 感染対策推進担当者会は、次の構成員（感染対策担当者）を持って構成する。
感染対策室長、感染管理認定看護師、各看護単位から看護師1名
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、事務部門
- 2 構成員は、各部署の所属長が病院感染対策に対し関心と知識のある職員を推薦し委嘱する。
- 3 任期は、2年とするが、再任は妨げない。

(会議)

第4条 会議を概ね毎月1回開催する（第1水曜日 15時～16時）。

(役割)

第5条

- 1 感染対策推進担当者会での決定事項や内容が確実に実践されるように各部署の職員に伝達、指導する。
- 2 感染対策マニュアルに応じた調査、評価を行う。
- 3 感染予防対策の指導を行う。
- 4 標準予防策、経路別予防策の指導を行う。
- 5 針刺し事故防止に対する指導を行う。
- 6 感染に関する情報を職員に啓蒙し、講習会や講演会などの紹介を行う。
- 7 サーベイランスの実施に協力する。
- 8 各部署の感染対策上の問題点を発見し、感染対策室に報告すると共に、改善する活動を行う。
- 9 アウトブレイクの防止、調査、制圧を感染対策室と共に行う。
- 10 感染症に対する知識を深める。

(会議の記録)

第6条

- 1 議事録は事務部門が作成する。
- 2 議事録の保管は感染対策室で行う（3年間）。

附則

- 1 この規程は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この規定は、平成30年5月1日から一部改正し、施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し、施行する。